

# いじめ防止基本方針

新潟県立中条高等学校

## 【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

## 1 いじめとは

### いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【「いじめ防止対策推進法」より】

## 2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## II いじめの防止等に取り組む体制

いじめ防止への取り組みは以下の対応マニュアルに従って、行う。



## 《 いじめ防止対策委員会組織 》

- 定例のいじめ対策委員会は学期に1度程度開催する。
- いじめ事案発生時は、いじめ対応委員会を開催し、事案においては速やかに対応する。
- 委員会で話し合われた内容や事案への対応は職員会議・職員朝会等で報告し、周知徹底する。
- スクールカウンセラーをいじめ対策組織の一員とし、事案に応じて会議に出席する。

## 《 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備 》

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。  
そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

## 《 年間指導計画例 》

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議等	いじめ対策委員会 ・方針 ・指導計画	保護者会等における 保護者向け啓発	事案発生時、緊急対応会議の開催		
防止対策	いじめ 実態把握調査	人間関係づくり 学級づくり			
早期発見			いじめ アンケート	教育相談週間	

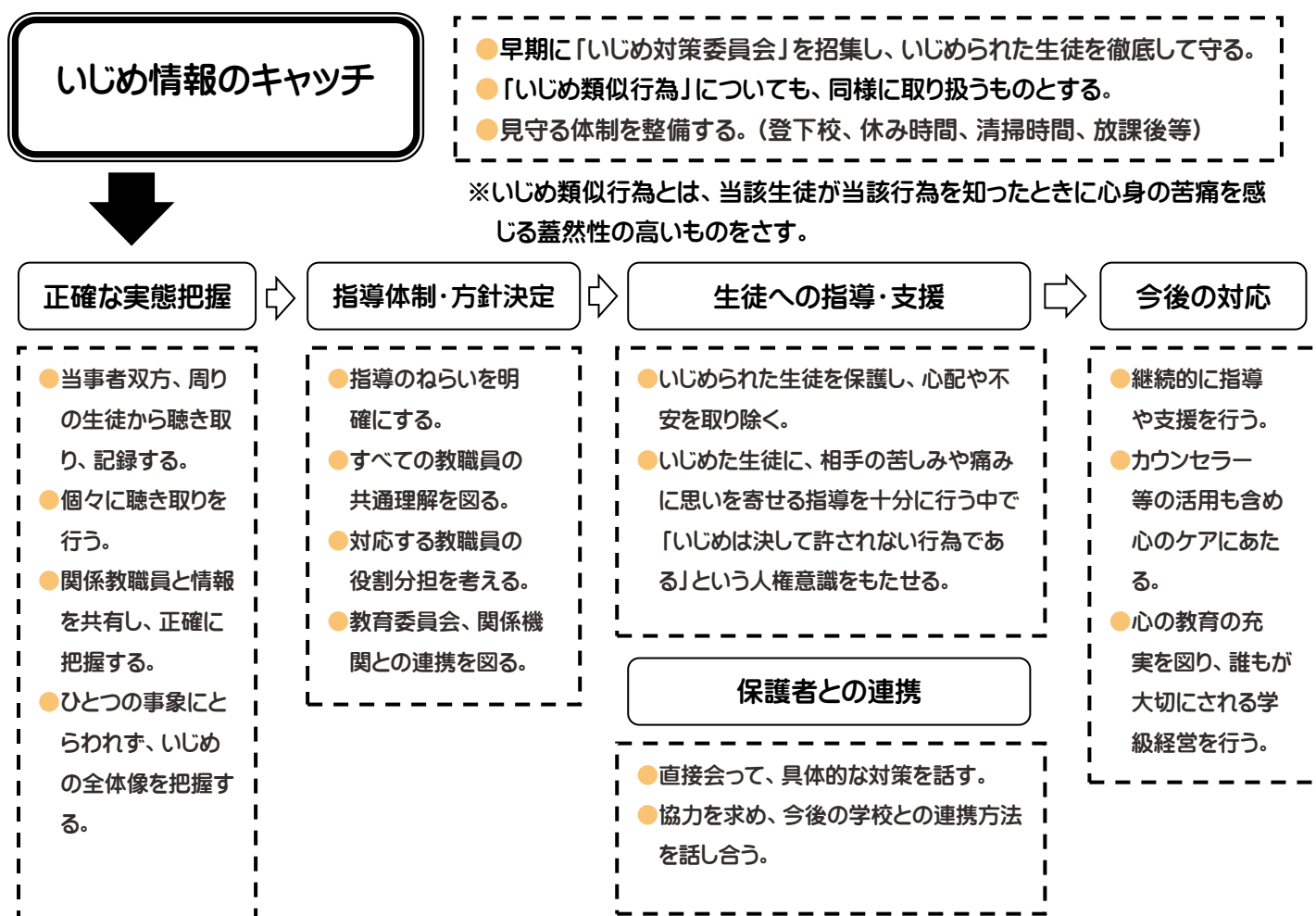
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ対策委員会 ・情報共有		事案発生時、緊急対応会議の開催				いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・課題検討
防止対策	人間関係づくり 学級づくり						新入生事前指
早期発見			いじめ アンケート	教育相談週間		いじめ アンケート	

## 【指導体制のチェックポイント】

- ①いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」(人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等)に組織的に取り組む必要がある。
- ②いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ③いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する必要がある。

## III いじめの防止等の対策基本事項

### (いじめ対応の基本的流れ)



### 1 【学校におけるいじめの防止】

(ア) 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

(イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育

活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

(エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳集会等を実施する。

## 2 【いじめの早期発見のための措置】

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査 年3回(6月、11月、2月)
- ② 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回(6月・11月)

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置
- ③ 個別支援体制の構築

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

## 3 【ネット上のいじめへの措置】

(ネット上のいじめとは?)

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

(ア) 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(イ) 保護者に入学式・面談週間・PTA総会等で伝える。

〈未然防止の観点から〉

- ① 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利

用者の個人情報が出るといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと

- ③「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

#### 〈早期発見の観点から〉

- ①家庭では、メールを受けたときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること

#### (ウ)関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

## IV 外部機関等との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

### ○新潟県教育委員会

教育庁生徒指導課

いじめ対策室……………025 - 280 - 3876・3877

県立教育センター(9:10~16:00 土、日、休日を除く)

悩み事相談テレホン……………025 - 263 - 4737

県立教育センター教育相談…025 - 263 - 9029

(来所相談・電話相談)

### ○新潟県いじめ相談電話

025 - 526 - 9378      0258 - 35 - 3930      025 - 231 - 8359

### ○新潟市いじめSOS電話

025 - 222 - 0110

### ○24時間いじめ相談ダイヤル

057 - 078310 (なやみ言おう)

※全国どこからでも24時間、近くの相談員につながります。

(PHS, IP電話はつながりません。)